

住民登録に関する届出 ~届出は区民課または各支所へ~

届出		届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届(本市に越してきた		転入をした日から 14 日以内		●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの方) ●転出証明書(前住所地の市区町村役場で発行されている場合) ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの(すでに加入している世帯に一部転入し、世帯主が変わる場合) ●国民年金手帳(加入者) ●介護保険受給資格証(受給者)
転出届(本市から越される	る方)	転出する前 (1 か月前から 受け付けます)		 ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの方) ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの(加入者) ●印鑑登録証(印鑑登録している方) ●介護保険被保険者証(加入者) ●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(加入者) ●子育て支援医療費受給資格証(受給者)
転居届 (市内で越された	≐方)	転居をした日から 14 日以内		●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの方)●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの(加入者)●介護保険被保険者証(加入者)●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(加入者)●子育て支援医療費受給資格証(受給者)
世帯主変更属 世帯分離届 世帯合併届		変更があった日から 14 日以内	世帯主ほか	●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの(加入者)

- ●届出には本人が確認できる証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。代理人が届出する場合は委任状が必要です。●住民登録の届出に印鑑は不要ですが、届出に伴う諸手続きで必要な場合があります。●外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を併せてお持ちください。



